

## ＜第1章＞計画の基本的な考え方

### 1 背景

今日、世界を取り巻く環境問題は多様化しています。私たちの身近な生活環境にかかわる自動車の排気ガスや工場・事業場からの大気汚染、生活排水や事業場排水による河川等の水質汚濁、事業活動に伴う騒音、振動、悪臭問題などにとどまらず、地球温暖化、化石エネルギー資源の枯渇、PM2.5による越境大気汚染、自然破壊による生物多様性の減少や外来生物の問題など地球規模で対応すべき複雑な問題となっています。

こうした状況のもと、平成27（2015）年9月の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境課題など17の目標と169のターゲットに全世界が取り組むことによって『誰一人取り残さない』社会を実現することを目標としています。

また、気温や海面水位の上昇などにより、すでに影響が出ている地球温暖化について平成27（2015）年12月には第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分低く保つ」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出を正味ゼロにする」ことを長期目標としています。地球温暖化への具体的な取組として、化石燃料の利用削減、再生可能エネルギーの利用推進等が求められています。

本市でも、こうした地球規模の環境問題から身近な環境保全について各種の施策を総合的かつ計画的に進めるため、深谷市環境基本条例に基づき「深谷市環境基本計画」を平成20（2008）年3月に策定し、『豊かな自然と潤いある環境を守り育てるまち ふかや』を目指す環境像として掲げ、豊かな環境の保全と創造に取り組んでまいりました。

平成20（2008）年に策定した計画は10年が経過し、本市を取り巻く社会・経済情勢は計画策定当初と比べ大きく変化しています。この間、平成23（2011）年に発生した東日本大震災によって、電力供給のためのエネルギー構造の変化（原子力発電の停止や化石燃料使用量の増加）やそれに伴う温室効果ガス排出量の増加への懸念など、新たに対応すべき課題も出てきています。

平成29（2017）年度を目標年次として策定された前計画は、このたび計画期間が満了することから、新たな「深谷市環境基本計画」（本計画）を策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、深谷市環境基本条例に基づき、本市における環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めるものです。

また、「第2次深谷市総合計画」で掲げられている目指すべき将来都市像を実現するための暮らし・環境の分野におけるまちのイメージである「安心とやすらぎを感じられるまち」を実現するための方向性を示す計画として位置づけられています。

さらに、国や県の環境基本計画や環境保全活動への取組などと連携し、市民、事業者及び行政が一体となり環境に配慮した施策・事業を進めていくための指針となるものです。

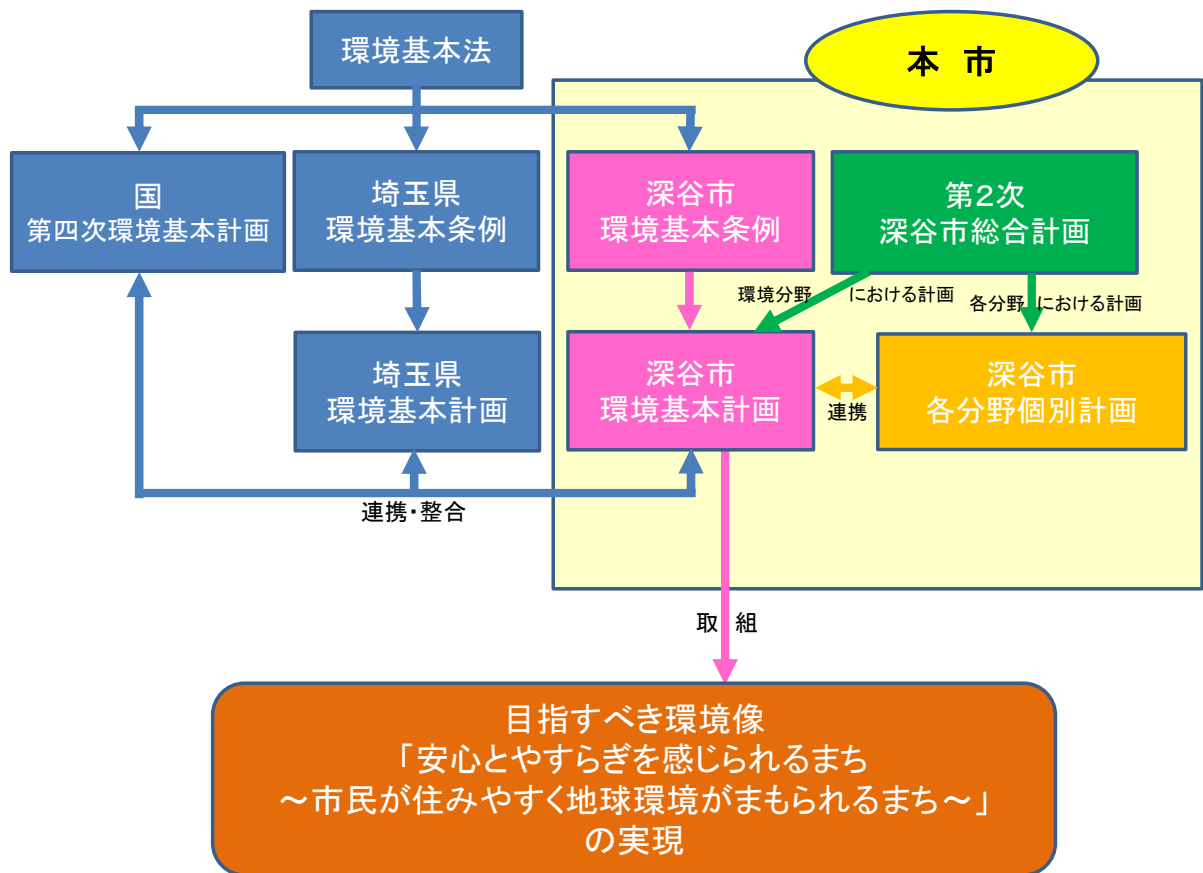
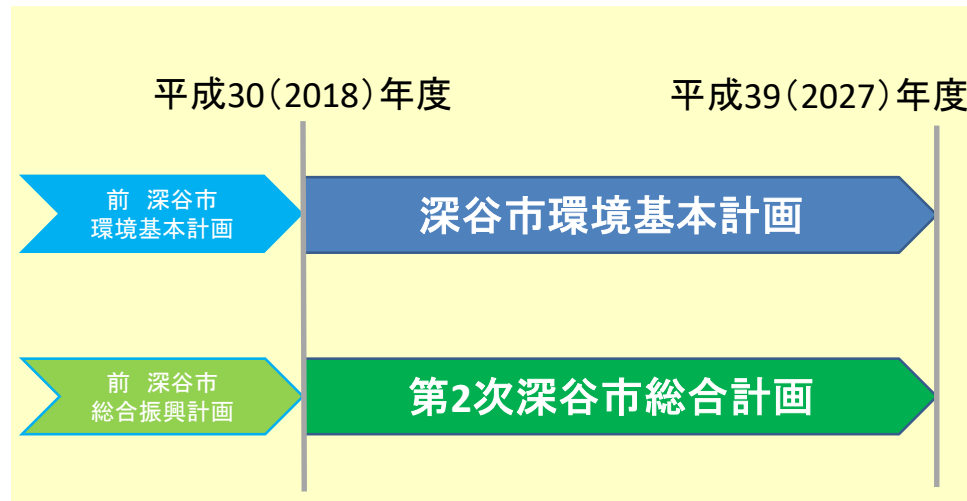


図1-1 本計画の位置づけ

### 3 計画の期間

計画期間は、「第2次深谷市総合計画」と整合を図り、目標年次を平成39（2027）年度とし、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。

なお、定期的に進捗状況等を点検・検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。



### 4 計画の対象の範囲

本計画で対象とするのは、以下の表の範囲とします。

対象分野	主な内容
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー など
資源循環	資源の有効利用、廃棄物の処理 など
自然環境	森林、里山、農地、水辺、生物多様性 など
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、有害化学物質、文化財、景観、自然災害 など
地域環境活動	環境学習、環境情報の提供、市民、事業者及び行政の協働の取組、地域の環境保全活動 など

## 5 計画の構成

本計画は、次のような項目を含めて作成しました。目指すべき環境のすがたとして「安心とやすらぎを感じられるまち ～市民が住みやすく地球環境がまもられるまち～」と定めます。

- 本市の環境の現況と課題
- 本市が目指すべき環境のすがた
- 目指すべき環境のすがたの達成に向けた施策
- 計画推進のための体制

## 6 計画の実施主体

環境保全のためには、市民、事業者及び行政が、それぞれの立場に応じた活動を考え、主体的に取り組んでいくと同時に、相互に連携しながら協働を基本理念として活動する枠組みを構築することが必要となります。

そのため、本計画の主体は、深谷市の構成員（市民、事業者及び行政）すべてを対象とします。

